

学生の方は、一般的に収入がない、少ないなど、保険料の納付が困難な場合があります。そのため、在学期間中の保険料の納付を所得に応じて猶予し、社会人になってから保険料を納めることができる「学生納付特例制度」があります。手続きの際は、学生証または在学証明書を持参してください。

毎年度
申請が必要
です

未納と学生納付特例承認とではこんな違いがあります

未納		学生納付特例承認
算入されない (受けられない)	年金を受けるための受給資格期間には? (万一のときの障害年金や遺族年金は?)	算入される (受けられる)
反映されない	受け取る老齢基礎年金額には?	反映されない
2年を経過すると納められない	後から納めることは?	10年以内で追納できる

※申請が承認されると保険料の納付が猶予されますが、この猶予期間は、将来の年金額には反映されません。10年以内であれば追納することができます。将来、満額の年金を受けるためにも追納をおすすめします。

問北勢庁舎 保険年金課 T72-3829 F72-3334

義務教育費用の援助 (就学援助制度)

教育委員会では、経済的な理由で就学困難な児童・生徒の保護者に対し、学校でかかる費用の一部を援助しています。

市立の小学校・中学校に在学するお子さんの保護者の方で、援助を希望される場合は、申請書をお渡ししますので、各学校または下記問い合わせ先へご連絡ください。

なお、前年度受給された方でも、今年度希望される場合は、新たに申請が必要です。

また、所得の状況等によっては、援助が受けられない場合がありますのでご了承ください。

問大安庁舎 学校教育課
T78-3507 F78-3509

めざましなべ通!!

いなべ
検定入門
8

なつかしの歳時記 4-5月 (上げ馬)

4月ともなれば春も盛り、春風が祭りの便りを届けてくれます。員弁町松之木地区は、明治のころから東員町北大社の猪名部神社の大社祭の上げ馬に参加しています。上げ馬には、花笠(松之木は松)をかぶったりりしい姿の若武者が乗ります。また音頭を唄い、神社へ向かう道中絵巻などはいっそう春を感じさせてくれます。



員弁町 若松正人さん所有

情報提供者：いなべ市の語り部 渡部 勇さん 藤井樹巳さん

問員弁庁舎 広報情報課 T74-5819 F74-5822



ファミサポだより



会員数 依頼会員 61人
提供会員 42人
両方会員 28人
計 131人



おかげさまで、ファミリー・サポート・センターは3年目に入りました。1か月の依頼件数は、約50件になります。

ファミリー・サポート・センターはこんな時にご利用いただけます

- お母さんが忙しい時や外出に子どもさんを連れて行けないとき(保護者会・地域活動・通院・兄妹の行事・早出、残業時の子どもの送迎)
 - お母さんが病気の時
 - 小学生の放課後の預かり
- など育児でお困りの方、一度ご相談ください。



問いなべファミリー・サポート・センター T/F78-3370